

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令 公布に伴う横浜市生活環境の保全等に関する条例 施行規則の改正について

1 趣旨

平成23年10月28日「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」(以下、省令という)の公布により、1,1-ジクロロエチレンの「排水基準」及び「地下水の浄化措置命令に関する浄化基準」が改正されたことから、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」(以下、市条例という)の施行規則の改正を行ないます。

2 省令の概要

1,1-ジクロロエチレンの「排水基準」を0.2mg/Lから1mg/Lに、「地下水の浄化措置命令に関する浄化基準」を0.02mg/Lから0.1mg/Lに改正するものです。

施行日は、平成23年11月1日です。

<参考>

1,1-ジクロロエチレンについて、平成21年11月30日に「公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準」が0.02mg/Lから0.1mg/Lに変更された。

これは、WHO飲料水水質ガイドライン等において毒性評価値が、より実際の毒性に近い評価値へと変更されたことを踏まえたもの。

3 本市の現状

- ・市条例施行規則における「水質の汚濁の防止に関する規制基準」及び「地下水浄化基準」は、水質汚濁防止法施行規則と同じ基準値としています。
- ・市条例では、水質汚濁防止法の対象事業場(特定事業場)だけでなく、全ての事業場を幅広く対象としています。

4 本市の対応

水質汚濁防止法施行規則の「排水基準」及び「地下水の浄化措置命令に関する浄化基準」については、既に施行されていることから、すみやかに市条例施行規則の改正を行ないます。